

社福 第 1788号
平成20年11月 5日

社会福祉施設等施設長様

埼玉県福祉部長

社会福祉施設等における事故防止について（通知）

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、年末の慌ただしい時期を控え、インフルエンザやノロウィルスによる感染性胃腸炎等の流行が予想されるほか、年末・年始行事の実施や入所者の帰省等で想定外の事故が起きることもあります。

つきましては、下記事項に注意し、入（通）所者及び職員の事故防止に万全を期されるよう改めてお願ひいたします。

また、事故が発生した場合には、速やかに各福祉保健総合センター又は各施設所管課まで報告してください。

記

1 インフルエンザ等を予防するために必要な対策を講ずること。とくに、発熱や下痢等の症状を有する場合には、速やかに医療機関へ受診すること。

（参考 別添 平成20年10月31日付け埼玉県保健医療部長通知）

2 入（通）所者に対する日ごろの処遇（介護、入浴、作業訓練等）にあたっては、安全確保に注意し、事故防止対策を講じること。入所者同士の事故や寝具による事故にも注意すること。

3 諸行事の実施、帰省等に当たっては、安全への配慮、指導を行い、交通事故等の事故防止対策を講ずること。

4 地震、風水害等の災害に備え、周辺の環境を再確認するとともに、自主防災組織の整備、地域防災組織や地元自治会との連携、災害用品の備蓄等必要な対策を講ずること。

5 防火設備を点検するとともに、消火及び避難訓練を実施し、防火対策を講ずること。

6 施設を狙った盗難事件が発生しており、現金等の保管やパソコン等の個人情報の管理などに万全な対策を講ずること。

担当：社会福祉課施設指導担当
電話：048-830-3225

疾第1326-3号
平成20年10月31日

福祉部長様

保健医療部長

ノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の予防について（通知）

感染性胃腸炎は、例年主に冬季に流行するウイルス性疾患です。今年も最近になって、県内の小学校で集団感染事例が複数報告されています。今後、教育施設や福祉施設を中心に集団感染が発生することも考えられます。

つきましては、感染性胃腸炎を疑う事例が発生した場合に備え、下記のホームページなどをご参照ください。貴課所管の施設への注意喚起等につきましてよろしくお願ひいたします。

記

埼玉県衛生研究所ホームページ（埼玉県感染症情報センター）アドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BA30/eiken/surveillance.htm>

埼玉県疾病対策課ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/kansen/index.htm>

埼玉県食品安全課ホームページアドレス

http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BC00/eisei/kan_shoku/chudoku/noro.htm

担当 疾病対策課感染症対策担当

TEL 048-830-3557

FAX 048-830-4809

担当 食品安全課監視・食中毒担当

TEL 048-830-3611

FAX 048-830-4807

参考

○ 感染性胃腸炎について

主な原因ウイルスは、成人にも嘔吐下痢症を起こすノロウイルス、乳児下痢症から多く検出されるロタウイルスの他、腸管アデノウイルス、サポウイルスなどが挙げられますが、その中で最近は特にノロウイルスが注目されています。ノロウイルス感染症の潜伏期間は通常1~2日で、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛が主な症状ですが、まれに発熱、頭痛、全身倦怠感を伴うことがあります。

感染原因としてはウイルスが付着した食材が十分に加熱されずに提供されたり、感染した調理従事者の手洗いが不十分だったために調理段階で食品を汚染したりすることがあります。また、患者の便や吐物には大量のウイルスが存在します。特にノロウイルスは感染性が強く、少量のウイルスでも感染しますので、感染者の嘔吐物などを処置する際には必ず手袋やマスクを使用し、二次感染を予防しましょう。

○ ノロウイルス感染症の予防対策

- 1 十分な加熱調理を行う。（中心温度85度以上で1分間）
- 2 消化器症状（下痢・嘔吐等）を訴えているものは、食品の調理加工に従事しないよう注意する。
- 3 手指の洗浄や調理器具の洗浄消毒を励行する。
- 4 吐物等の処理には必ず手袋、マスクを着用し、適切に行う（消毒は塩素系消毒薬を用いる）。

○ 嘔吐物等の処理方法

患者の便や嘔吐物は素手では処理せず、使い捨ての手袋・マスク・エプロンを着用し、ペーパータオルなどを用いて処理する。使用したペーパータオルなどは0.1%次亜塩素酸ナトリウム（作り方は下記参照）とともに、ビニール袋に入れて廃棄する。床も0.02%次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、同様に処理、廃棄する。

○ 台所用漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液の塩素濃度は、約5~6%です。消毒液を作る際に1.5Lのペットボトルを使用すると便利です。

- 0.02%液：ペットボトル1本分の水とキャップ1杯の次亜塩素酸ナトリウム液
0.1%液：ペットボトル1本分の水とキャップ5杯の次亜塩素酸ナトリウム液
※ ペットボトルキャップ1杯は約5mlです。